

栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部改正について(例規通達)

(昭和51年3月18日)

(栃会第215号栃木県警察本部長通達)

栃木県警察職員等の旅費に関する訓令(昭和37年栃木県警察本部訓令第10号。以下「訓令」という。)については、さきに職員等の旅費に関する条例(昭和36年栃木県条例第49号。以下「条例」という。)の一部改正に伴ない、昭和50年12月27日栃木県警察本部訓令第17号でその一部を改正したところであるが、今回更に警察庁旅費取扱規則(昭和39年総理府令第11号)の一部改正に伴ない、その一部を改正したので、この取り扱い運用要綱を別添のとおり定めたから取り扱い上誤りのないようにされたい。

なお、昭和48年10月30日付栃会第968号県費支弁の旅費取扱いについて(例規通達)は廃止する。

別添

栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の運用要領の一部改正について

第1条関係(趣旨)

栃木県警察に要する旅費のうち、栃木県県費をもつて支弁する旅費については、この訓令に定めるところによって、取り扱うことを規定したものであって、この訓令に定められていないものは、条例および職員等の旅費に関する規則(昭和37年栃木県規則第55号。以下「規則」という。)によることとなる。

第2条関係(職員の職務区分)

警視正以上の階級にある警察官の行政職給料表に相当する職務の級は、規則で定められていないので本条で規定した。

第3条関係(所属長)

本条にいう所属長とは、条例第2条第1項第1号に規定する任命権者または、任命権者の定めるところにより当該職員に対し、旅行命令を発する権限を有する者をいう。

第4条関係(参考人等の旅費)

第1項 参考人等の招致に際し、現に要した旅費の実費額を支給することを規定したものであるが、鉄道賃等については、次にかかげるような法定額以上の額は支給することができないので留意すること。

1 条例第15条第2項に規定する急行料金で片道100キロメートル未満(ただし、知事が定める片道100キロメートル未満の県外旅行を除く。)の場合の特別急行料金および片道50キロメートル未満の急行料金

2 条例第18条に規定する車賃の額以上の額

第2項 被疑者護送警察官の旅費の支給については、当該警察官に請求書を提出させ支払うこと。

第5条関係(旅費の調整)

この規定を適用する場合における旅行命令書及び旅費請求書の記載事項については別紙のとおりとする。

第2号及び第2号の2

「公用の宿泊施設」とは、庁舎、警察学校等の施設又は借り上げて使用している施設等をいい、食費及び寝具洗濯代等の雑費のほか、宿泊のための料金を要しない施設である。

第3号

条例の定める宿泊費の範囲内で宿泊費の実費を支払うことができない場合に限り、現に要した宿泊費を支給できる規定である。「現に当該宿泊に要した費用の額」と定められているが、支払った額を全て無条件に支給するというのではなく、必要最小限の額として、所属長が認めた額をいう。この場合には、旅行者が支払った宿泊施設等の領収書を提出させ、内容を精査し必要と認めた額について「〇〇用務のため宿泊した宿泊費は、訓令第5条第3号の規定により〇〇円と認める。」と記載の上、所属長の承認を受け、請求書裏面に添付するものとする。

第8号

特別の事情により公務遂行上、特に必要があると所属長が認めた場合は、職務の級にかかわらず現に利用した交通機関の鉄道賃等を支給できるもので条例の例外規定であるから、みだりに適用せず運用にあたっては、厳正に執行すること。

第9号

条例第22条の規定の補足的規定であって、移転料は旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて支給することが原則であるが、実際の移転の路程が新旧両在勤地間の路程よりも長い場合は、新旧在勤地内の路程により、短かい場合は、実際の移転の路程によって移転料を支給するものである。

第10号ア

「直ちに」とは、新在勤地に到着した日に住居等に入居することをいう。また「公舎に準ずる取扱いの宿舎」とは、駐在所、交番に付属した住宅施設および警察共済組合の不動産投資事業により建築した職員専用の住宅等をいい、「自宅」とは、自己所有の住宅および父母(養父母を含む。)等の所有または居住している住宅をいう。

第11号

この規定による「実費額」とは、必要最小限度の実費額であり、第4条第1項に規定したもののほか、特別車両料金についても支給しないものとする。